

# **第5章**

## **計画の体系と各施策**

## ○体系

(基本理念)

障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり

(目標)

I) 共に過ごし、  
理解し合える地域を  
つくる

II) 地域で安心して  
暮らせるための  
支援体制をつくる

III) 希望に応じ  
社会参加できる環境  
をつくる

(施策)

1 理解と交流の促進

2 権利擁護の推進

3 相談支援と情報  
提供の充実

4 生活支援の充実

5 療育・教育の充実

6 安全・安心な生活  
環境の整備促進

7 社会活動の充実

8 就労支援の充実

## **目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる**

### **<目標達成に向けた取り組みの考え方>**

共生社会の実現のためには、行政や企業、福祉関係者等が主体的に関わりながら、幼少期からできる限り障害の有無で分断されないような環境をつくり、障害のある人とない人、障害のある人同士などが、相互に理解を深めていくことが求められます。また、障害のある人の権利を尊重し、いかなる差別や虐待も受けることのない地域づくりを進めていく必要があります。

幼少期からの交流や対話の機会、法制度や市の取り組み等の周知、合理的配慮や虐待防止の啓発等を通じ、差別や偏見の解消を進め、取り組みを推進する上での基盤となる相互理解の促進を図ります。

## 施策1 理解と交流の促進

### 主な取り組み

#### (1) 啓発・広報活動の充実

- ① 障害者週間記念事業や出前講座などにおいて当事者の参画を得ながら啓発活動を行うほか、SNS等を活用した取り組みや制度の周知などを通して、正しい理解の普及を促進します。
- ② 学校教育において、おびひろ市民学等を通じた手話講座の実施や、障害に係る交流教育・体験教育などを通し、障害の有無に関わらず、協力し、理解し合える感性を育みます。
- ③ 障害のある人の作品の展示や製品の販売を通じて、障害のある人の活動や取り組みについての理解を促進します。
- ④ 幼少期から、地域や家庭の場を通じ、障害や障害のある人への理解を深めるため、各関係機関や団体等と連携し、地域住民や保護者等への啓発を進めます。

#### (2) 交流の場の充実や支え合いの推進

- ① 保育所や学校、町内会や市民団体に加え、障害福祉サービス事業所や障害者団体等による、障害がある人もない人も参加する交流活動を促進します。
- ② 市民活動プラザ六中における、地域住民同士や障害のある人との交流促進のほか、支え合いの体制づくりを推進するとともに、活動状況を広く市民に共有します。
- ③ 障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する市民団体への支援を通し、障害のある人もない人も一緒に活動する環境づくりを図ります。
- ④ 市民のボランティア活動に対する参加意識を啓発するとともに、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ⑤ ボランティアセンターへの支援やボランティアを養成するための各種研修等を通じ、障害のある人や障害者団体などの活動・行事を支援するボランティア団体及び指導者の養成・確保を進めます。



出前講座「私たちができる障害のある人への配慮」



地域住民と障害のある人との交流拠点「市民活動プラザ六中」

## 施策2 権利擁護の推進

### 主な取り組み

#### (1) 差別解消の推進

- ① ヘルプマークをはじめ障害に関係する様々なシンボルマークや表示の正しい理解を通じ、誰もが必要な手助けや行動をとることができる環境づくりを進めます。
- ② 協議会において、当事者や家族の参画機会も得ながら、差別的な取扱い及び障害特性に応じた合理的配慮の事例を共有するとともに、「差別解消事例集」の周知や出前講座の機会などを活用し、差別の解消に向け取り組みます。
- ③ 民間企業における合理的配慮の提供に向けた周知啓発や、配慮に当たっての困りごとなどの相談先を周知します。

#### (2) 虐待防止の推進

- ① 帯広市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報等を受け付け、虐待事実の有無の確認や、被虐待者の保護・支援に加え、再発防止に向けた養護者への支援等を行います。
- ② 帯広市障害者虐待防止センターを中心に、各関係機関が連携し、地域全体で虐待の防止、早期発見に対応することができる体制づくりに取り組みます。
- ③ 協議会における研修などを通して、情報の共有や各関係機関の専門性の向上、支援体制の充実を図ります。

#### (3) 障害のある人の意見の反映

- ① 障害のある人やその家族、関係者などの意見を施策に反映させるため、協議会等において、定期的に協議する場を確保するとともに、各種の附属機関の委員に障害のある人の参画を進めます。
- ② 障害のある人や家族で構成する団体などとの懇談会や交流の機会を通じて、障害のある人のニーズを把握します。

#### (4) 意思決定の支援

- ① 意思決定が難しい人に対する成年後見制度の普及や権利擁護について、帯広市成年後見支援センター「みまもーる」などの各関係機関と連携を図りながら取り組みを進めます。
- ② 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等の支援担当者への研修等を実施し、意思決定に係る支援の質の向上を図ります。
- ③ 障害のある人を狙った詐欺や消費トラブルを防ぐための、相談先となる消費生活アドバイスセンター等の機関の活用について、周知を図ります。

## **目標Ⅱ 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる**

### **<目標達成に向けた取り組みの考え方>**

障害のある人が、生涯を通し自分らしい暮らしを送るためには、当事者だけでなくお世話をする人が過度な負担や孤立を感じないように、ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けられることが大切です。また、困りごとを相談しやすい環境のほか、緊急時や親亡き後も想定した支援体制など、心身ともに安全で、安心できる生活環境が求められています。

さらには、令和3年に施行した医療的ケア児等支援法に基づき、相談体制の整備や保育所・学校における看護師等の配置等、必要な措置を講ずることが求められています。

庁内関係課や関係機関との連携を強化し、医療的ケアを含む重度の障害のある人への対応や、多様化するニーズに沿った相談体制の確保、障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上、地域生活支援拠点等を中心とした総合的な生活支援、早期発見・早期療育の視点での発達支援や教育環境の整備、バリアフリー化や防災体制の整備などを進めます。

## 施策3 相談支援と情報提供の充実

### 主な取り組み

#### (1) 相談支援の充実

- ① 圏域相談支援事業所を中心に、障害のある人や家族等からの日常的な悩みや困りごとなどの相談を受け付けます。
- ② 障害のある人や家族のライフステージに応じて、切れ目のない相談支援が提供されるよう、地域ケア会議の開催など各関係機関の連携体制の強化を図ります。
- ③ 解決が困難な課題や複合化した課題等を抱える家庭への支援に当たり、包括的な支援体制の構築を進めます。
- ④ 障害のある人や家族が必要とする障害福祉サービスや医療、療育などに適切につながるよう、基幹相談支援センターによる相談支援専門員等の相談支援従事者への研修の実施など、スキルアップを図ります。
- ⑤ 障害のある人や家族の悩み・相談に対し、効果的な相談やアドバイスが提供されるよう、ピアサポーターやペアレントメンターの活用を進めます。

#### (2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティの向上

- ① 協議会等、各関係機関との協議や情報交換の場において、障害のある人への支援など必要な情報が分野の垣根を越えて共有される体制を継続していきます。
- ② 障害のある人や家族などが、事業所や相談先、支援制度などの必要な情報を必要な時に参照できるよう、情報ツールの充実を図ります。
- ③ 文字の読み上げや点字、字幕、デジタル技術の活用など、障害の特性に応じた手段により情報を効果的に取得できる方法を検討します。

#### (3) 意思疎通の支援

- ① 聴覚に障害のある人の意思疎通支援を円滑にするため、手話や要約筆記などの人材の育成や派遣を行います。
- ② 市職員への意識啓発を行うとともに、出前講座等を通じ、筆談やわかりやすい言葉への読替え、読み仮名をつけるなど、専門的な知識がなくても障害の特性に応じた対応が可能な事例を普及し、活用の拡大を図ります。

## 施策4 生活支援の充実

### 主な取り組み

#### (1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- ① 障害のある人の個々の状態や生活状況、ニーズなどに応じて適切なサービスが提供されるよう、計画作成等の相談支援を実施します。
- ② 障害福祉サービス等の従事者への研修の実施等により、支援の質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービス等を公平・公正かつ適切に提供することができるよう、ガイドラインやマニュアルにより、各関係事業者への指導及び情報提供を行うほか、市が指定する事業所の指導・監査を実施します。

#### (2) 生活支援・在宅支援の充実

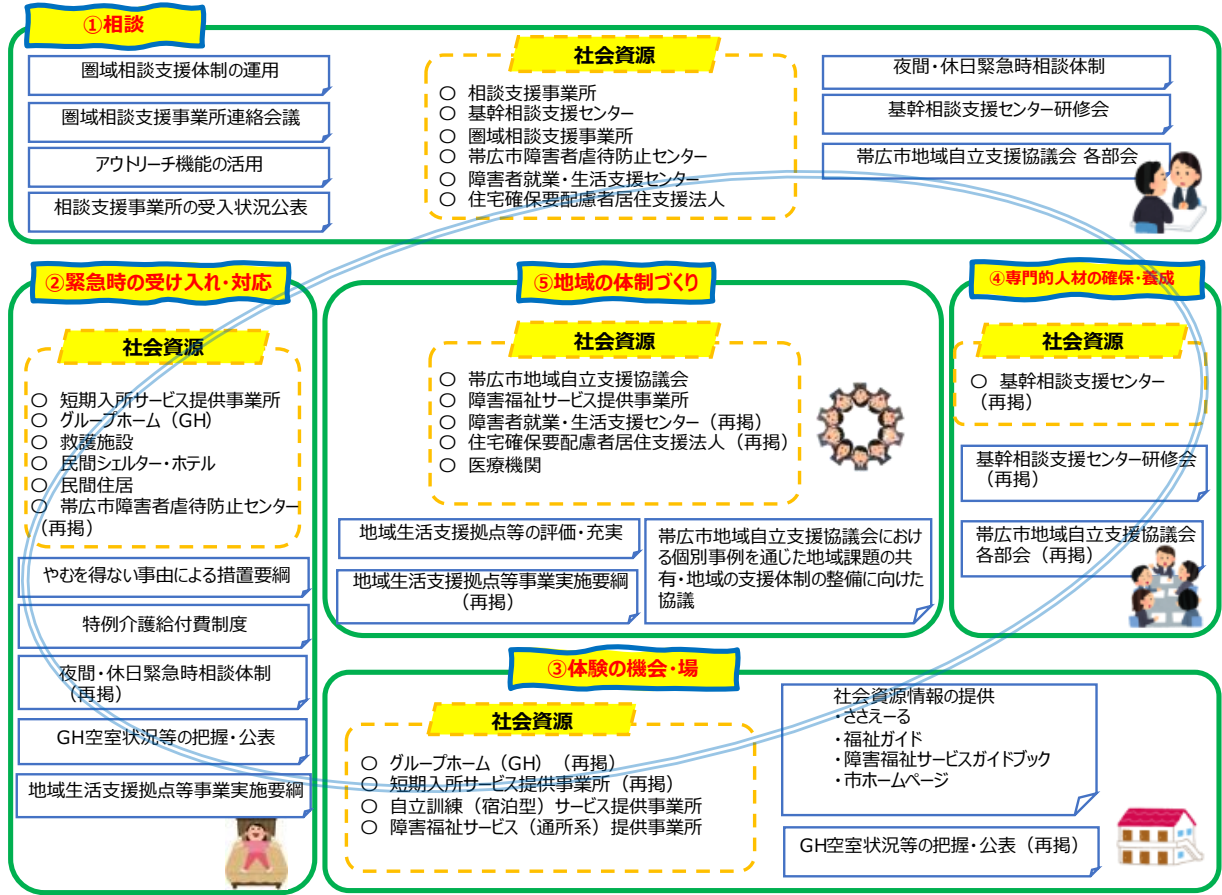
- ① 在宅生活を支援する家族などが入院するなど、緊急に一時的な生活支援が必要となる場面に対応するため、地域生活支援拠点等を効果的に運用し、地域において安全で安心な暮らしを確保します。
- ② 障害のある人の介護を日常的に行う家族等が一時的に休息できるよう短期入所等の事業所の確保を進めます。
- ③ 安心して暮らせる住まいの場を確保するため、グループホームなどの空き部屋状況の共有や、住宅確保要配慮者に係る関係機関との協議の場を設けます。
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置します。
- ⑤ 身体障害のある人の身体機能の補完や、日常生活の便宜を図るために必要な福祉用具や各種サービス給付により、日常生活を支援します。
- ⑥ 医療的ケアの必要な人に対し、協議会において通所先への看護師の派遣や非常時の対応など必要な支援についての検討を行います。

#### (3) 保健・医療の充実

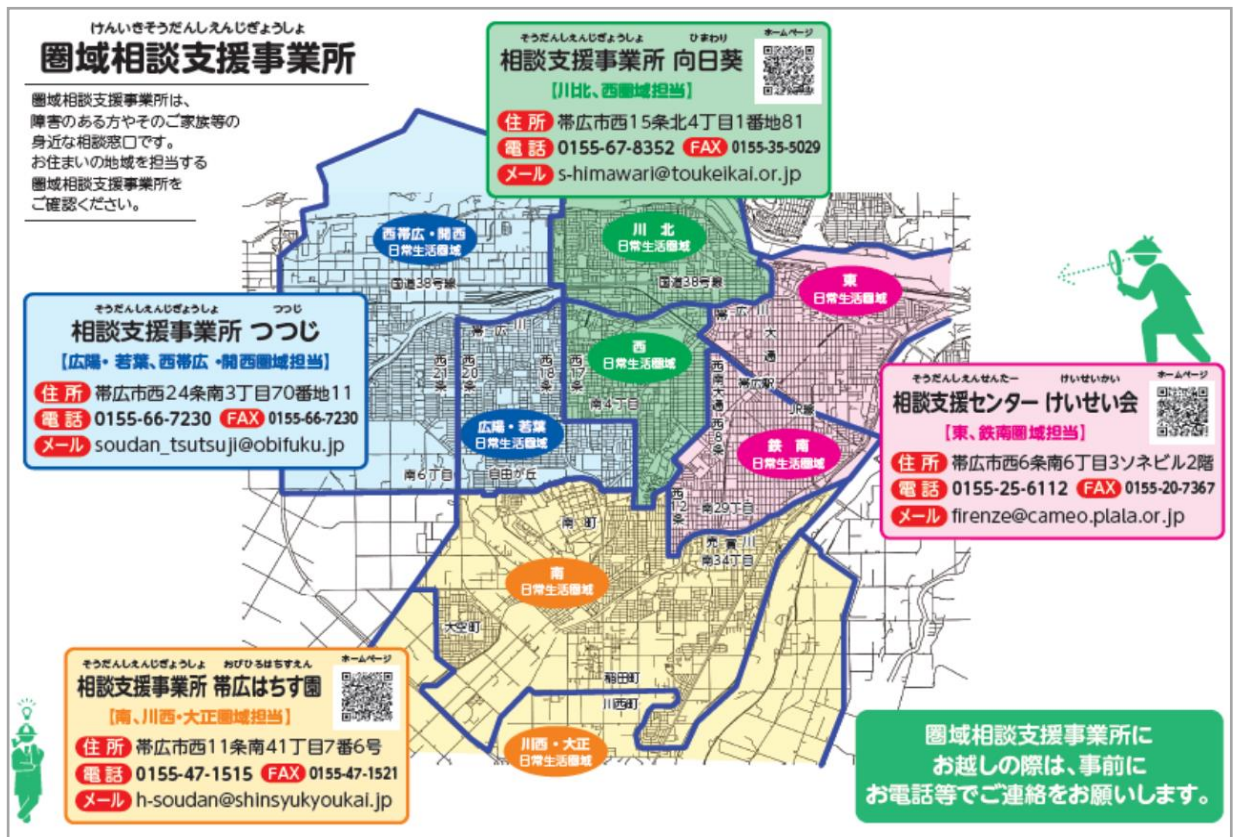
- ① 健康相談・健康教育、健康づくり関連イベントなどの機会を通じて、障害の原因となる疾病などの予防に関する知識の普及・啓発を図ります。
- ② 障害の原因となり得る生活習慣病などの予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率の向上を図ります。
- ③ 市民一人ひとりが、自身はもとより、周囲の人に対し、自殺予防に対する認識を持って行動することができるよう、自殺予防の普及・啓発に取り組みます。
- ④ 地域で安心して暮らすことができるよう、救急医療の体制充実に努めます。
- ⑤ 身体障害や精神疾患のある人の自立支援や重度の心身障害者の福祉の向上・経済的負担の軽減を図るため、医療費への助成を行います。



## ○帯広市における地域生活支援拠点の全体像



## ○圏域相談支援体制



## 施策5 療育・教育の充実

### 主な取り組み

#### (1)相談支援体制の整備

- ① 障害や発達に心配のある子どもがより適切な支援を受けることができるよう、健診や相談対応などを通じ、早期発見、早期療育につなげます。
- ② 就学前後・子どもから大人への移り変わりの時期などにおいて、保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所などが必要な情報を共有しながら、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。
- ③ 医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害の児童、その家族が災害時や入所・就学時などにおいて安心して生活していけるよう、協議の場を通じて必要な支援を検討し、関係機関等と連携しながら対策を講じていきます。
- ④ 障害や発達に心配のある子どもが、適切な学習環境のもとで就学できるよう、教育相談等を通じ本人・保護者の意向を尊重しながら助言を行います。
- ⑤ 希望する人が障害児相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の確保に向けた取り組みを進めます。

#### (2)療育施策の充実

- ① 母子保健と連携した対象児童の把握や相談支援、子どもの成長を支援機関に理解してもらう「つなぐっと」などを活用しながら、障害や発達に心配のある子どもが、出生時から必要な支援を受け成長していける環境づくりを進めます。
- ② 通所支援事業所において効果的な療育を提供していけるよう、研修の実施や支援者間の情報共有の場の設置などにより、支援の質の向上や人材の育成を図ります。
- ③ 外出が著しく困難な障害のある児童が自宅で児童発達支援サービスを受けられるよう、事業所と連携し、サービスを提供する体制を確保します。

#### (3)保育・教育施策の充実

- ① 特別な支援を必要とする子どもが、集団で生活する力を高められるよう、巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施します。
- ② 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、集団生活の中で共に成長することができる保育や教育を進めます。
- ③ 発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、教育環境の整備を進めます。
- ④ 学校において、障害のある子どもへの理解や配慮、福祉等必要な支援につなげていけるよう、教職員等への研修の実施や福祉関係者との連携を進め、指導力や専門性の向上を図ります。

## 施策6 安全・安心な生活環境の整備促進

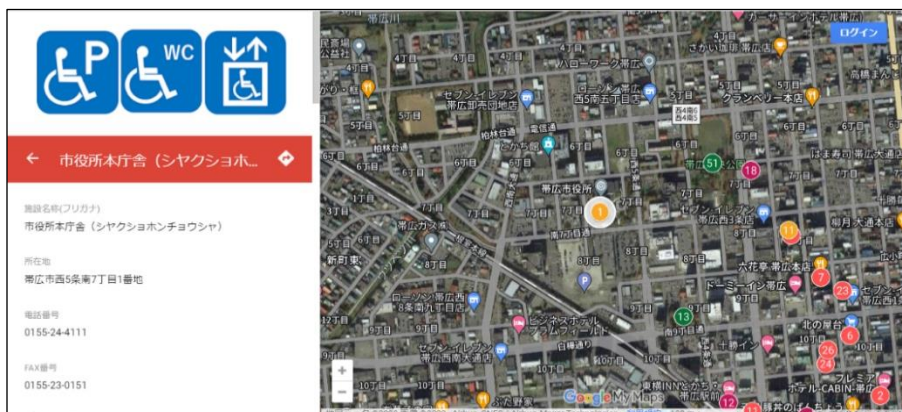
### 主な取り組み

#### (1)暮らしやすい環境への支援

- ① バリアフリーに対応した市営住宅等公共施設の整備や、市民向けの住宅の改修支援、民間企業への働きかけなどを通じ、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。
- ② 障害のある人が安心して利用できるよう、各施設におけるバリアフリー対応の情報を提供します。
- ③ 障害のある人の生活に必要な視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、車いすなどへの理解を促進するとともに、必要な配慮について周知を図ります。

#### (2)防災体制の整備

- ① 障害のある人や家族はもとより、町内会や関係団体、福祉専門職等と協力して、発災時を見据えた緊急通報システムの周知や個別避難計画の作成、災害対応に係る啓発活動等に取り組み、災害時に支援が必要な方を地域で支えていくための体制づくりを進めます。
- ② 避難所等での障害の特性に応じた配慮を行うために、地域防災訓練等を通じ、必要な知識の普及啓発を図るほか、民間の事業所等とも連携し、福祉避難所の受入れ態勢の充実を図ります。
- ③ 事業者や各関係機関と連携を図りながら、災害時において必要となる福祉用具の普及に取り組みます。



バリアフリーマップ（帯広市ホームページより）



聴覚障害のある人も参加可能な地域防災訓練（手話通訳者を配置）

## **目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる**

### **<目標達成に向けた取り組みの考え方>**

障害のある人が、自らに合った趣味・学びや仕事・役割を見出し、充実した暮らしを実現するためには、就労等の経済活動や、気の合う仲間とともに興じる余暇活動等、希望に応じて自由に社会参加できる環境が求められます。

自らの選択のもと、個人の適性や能力に応じて地域社会の一員として活躍することのできる体制づくりを進めるため、活動の機会の提供や効果的な情報発信、地域活動への参加に必要な各種支援、一般就労に向けた支援や福祉就労の充実を進めます。



## 施策7 社会活動の充実

### 主な取り組み

#### (1) 地域活動への参加促進

- ① 障害のある人や団体などが主体的に行う活動を支援するほか、障害のある人に対し、地域のイベント等に関する情報を提供可能な配慮の内容も含め幅広く、わかりやすく提供するよう努めます。
- ② 障害のある人の特性に応じた活動が提供できるよう、地域活動支援センターへの支援や広域利用に係る情報提供等を通じ、日中活動の場を確保します。
- ③ 地域生活・社会活動に必要な身体機能の向上に係るトレーニング事業を実施します。
- ④ 子育て、高齢者支援サークルやボランティア団体などとの交流を図り、障害のある人の活動の場や活動の機会の拡充を図ります。
- ⑤ 障害のある人の団体やグループ活動への支援・活動の周知のほか、障害のある人が役割を持って参加できる機会を創出します。
- ⑥ 外出が困難な人への移動の支援などにより、行動範囲の拡大につなげ、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。

#### (2) 生涯学習活動の促進

- ① 生涯学習活動の促進のため、各種講座等の情報発信のほか、障害者生活支援センターにおいて書道・陶芸・卓球などの活動機会を創出します。
- ② 障害のあるなしにかかわらず誰でも参加することのできるスポーツなどの普及を促進します。
- ③ 市民の交流促進につながる文化芸術活動への支援を行います。



レーザークラフト体験講座（障害者生活支援センター）



フードバレーとかちマラソン 車いす部門

## 施策8 就労支援の充実

### 主な取り組み

#### (1)雇用の促進

- ① ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して一般就労に向けた情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ② 多様な働き場の場を確保するため、各関係機関と連携し、障害者雇用に係る課題の把握や解決を図るための支援を行い、就労に向けた環境づくりを進めます。
- ③ 障害のある人が、企業等に就職後、差別的な取扱いを受けないよう、また、職場に適応し定着することができるよう、企業等に対する正しい理解の普及を促進します。
- ④ 協議会を通し、就労支援事業所において就労・雇用定着に向けた研修会等を実施し、支援のスキルアップを図ります。

#### (2)福祉的就労支援の充実

- ① 障害のある人の福祉的就労について、協議会内に課題解決に向けた議論の場や研修の機会を設け、各事業所における工賃の向上、支援の質の向上に努めます。
- ② 障害者優先調達推進法に基づき、庁内はもとより、市民や企業においても、就労施設等からの物品等の調達促進に努めます。
- ③ 福祉のひろばなどを活用し、障害のある人の製品の展示・販売を通じて、工賃の向上や事業所等の認知度の向上、理解の促進につなげます。



市役所職場体験実習



事業所・企業向けの就労支援に係る研修